

緑の少年団活動助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 公益社団法人埼玉県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）は、自然に親しみ森林や樹木、緑を愛し、守り、育て、人を愛する心を育てようとする緑の少年団（以下「少年団」という。）が行う活動に助成する市町村に対し、活動助成金を交付する。

また、市町村から助成を受けられない少年団に対し、活動助成金を交付する。

(交付対象事業)

第2条 緑の少年団活動の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 森林整備、緑の募金及び森林教育に係る活動

(ア) 森林整備活動

(イ) 緑の募金活動

(ウ) 森林での自然観察、森林についての学習

(エ) 緑の少年団交流会、育成指導者協議会への参加

(オ) 全国行事等への参加

(2) その他の緑化活動等

(ア) 学習活動

緑化活動等

(イ) 社会奉仕活動

地域での社会奉仕活動

(ウ) レクリエーション活動（野外活動）

森林や野外で行うレクリエーション活動

(エ) 研修活動等

指導者の研修、入団式、卒団式等

2 緑の少年団活動の主な対象経費については、別紙1のとおりとする。

(交付額)

第3条 活動助成金は、予算の範囲内で交付することとし、助成金上限額を毎年度通知する。また、緑の少年団活動に助成する市町村に対し、別紙2により助成する。

(交付申請)

第4条 緑の少年団活動に助成する市町村においては、少年団の活動計画書、収支予算書及び緑の少年団の概要をとりまとめの上、活動助成金にかかる市町村の収支予算書（別紙様式1の別紙2-2）を添付した別紙様式1の緑の少年団活動助成金交付申請書を委員会に提出するものとする。

2 市町村から助成を受ける緑の少年団においては、別紙様式1の添付資料（別紙1、別紙2-1、別紙3）を市町村に提出するものとする。

- 3 市町村から助成を受けない緑の少年団が緑の少年団活動助成金の交付を希望する際は、別紙様式 1 の緑の少年団活動助成金交付申請書を委員会に提出するものとする。

(交付決定)

第 5 条 委員会は、提出のあった交付申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、交付決定し市町村または少年団に通知するものとする。

(完了報告)

第 6 条 市町村または少年団は、活動が完了したときは、別紙様式 3 の緑の少年団活動完了報告書を、委員会に提出するものとする。ただし、第 2 項に該当する少年団を除く。

- 2 市町村から助成を受ける緑の少年団においては、別紙様式 3 の添付資料（別紙 1、別紙 2－1）を市町村に提出するものとする。
- 3 緑の少年団活動に助成する市町村においては、少年団の活動状況、収支精算書を取りまとめの上、活動助成金にかかる市町村の収支精算書（別紙様式 3 の別紙 2－2）を添付した別紙様式 3 の完了報告書を委員会に提出するものとする。
- 4 委員会への完了報告書の提出時期は、活動完了後 30 日以内とする。

(概算払)

第 7 条 市町村または少年団は、助成金の概算払いを受けようとする場合は、別紙様式 4 の概算払請求書を委員会に提出するものとする。

(額の確定)

第 8 条 委員会は、提出のあった完了報告書の内容について確認の上、助成金の額を確定し通知する。なお、額の確定における助成金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 概算払いを受けていない市町村または少年団、及び一部の概算払いを受けた市町村または少年団は、額の確定通知を受けた時は、別紙様式 6 の助成金請求書を委員会に提出するものとする。
- 3 市町村または少年団が交付を既に受けた助成金の額が、確定した額を超える場合は、確定通知書に基づき助成金を返還するものとする。

(書類の整備等)

第 9 条 市町村または少年団は、当該助成金交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、当該助成金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則 この要領は、平成 13 年度から施行する。

附 則 この要領は、平成 14 年度から施行する。

- 附 則 この要領は、平成 20 年度から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 21 年度から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 22 年度から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 5 年度から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 6 年度から施行する。
- 附 則 この要領は、令和 7 年度から施行する。

別紙1（第2条の2関係）

緑の少年団活動助成金の対象となる経費

1 森林整備^{※1}、緑の募金、森林教育に係る活動

- (1) 器具・用具代
森林整備に必要な用具、森林の観察に必要な器具等
- (2) 苗木・肥料代
森林整備に必要な苗木、肥料代
- (3) 使用料、活動用資材費
施設利用料、書籍、野外活動用の救急用品等
- (4) 保険料
活動を行う際に必要な保険料
- (5) 交通費
活動に係る交通費
- (6) 謝金等
外部講師の謝金、交通費
- (7) 飲食費
飲み物等活動に必要な必要最小限のもの

※1 森林整備とは、ある程度の面積（10m×10m程度以上）の森林において、樹木の植栽、植栽した樹木周辺の下刈り、枝打ち、除伐（灌木等の伐採）、間伐など、森林の造成・維持管理のための作業を実施する場合を指します。

学校の敷地内に、街路樹状に植えられている樹木の剪定・伐採、補植、樹木付近の除草などは、森林整備の区分ではなく、緑化活動の区分になります。

2 その他の緑化活動等^{※2}

- (1) 器具・用具代
緑化活動に必要な用具、自然観察に必要な器具等
- (2) 苗・肥料代
緑化活動に必要な苗、肥料代
- (3) 使用料、活動用資材費
施設利用料、書籍、野外活動用の救急用品等
- (4) 保険料
活動を行う際に必要な保険料
- (5) 交通費
活動に係る交通費
- (6) 謝金等
外部講師の謝金、交通費
- (7) 飲食費
飲み物等活動に必要な必要最小限のもの

※2 学校敷地内の樹木の剪定等で、緑の少年団員（児童・生徒）が行えないような規模のものを行う場合は、緑の少年団活動とはなりませんので、別の学校予算で実施していただくか、緑化推進委員会の別の事業を検討してください。

3 活動に係る事務費

- (1) 消耗品費
紙、文房具等
- (2) 印刷費
インク、トナー、印刷費
- (3) 通信費
切手代等

※ 助成対象外経費：汎用性があり緑の少年団活動以外でも使用できる機械（チェーンソー、草刈り機等）、器具、資材、事務用機器（カメラ、ケーブル等）の購入は助成の対象外です。
（1ha(10,000m²)以上の森林で通年活動する団で、事前に了解を得た場合は可とします）

別紙 2（第 3 条関係）

緑の少年団活動への助成を行う市町村に対する助成

市町村が助成する少年団数	助成金額
緑の少年団が 5 団未満の市町村	1 万円
緑の少年団が 5 団～ 9 団の市町村	2 万円
緑の少年団が 1 0 団以上の市町村	3 万円

令和 年度緑の少年団活動助成金交付申請書

令和 年 月 日

(公社) 埼玉県緑化推進委員会代表理事 様

(申請者)

名 称

代表者名

印

下記により、令和 年度緑の少年団活動助成の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 助成金交付申請額 | 金 円 |
| 2 活 動 の 目 的 | 緑の少年団活動の推進 |
| 3 活 動 計 画 | 別紙 1 のとおり |
| 4 活動完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 5 収 支 予 算 書 | 別紙 2 のとおり |
| 6 緑の少年団の概要 | 別紙 3 のとおり |

様式 1（別紙 1）

令和 年度 緑の少年団活動計画書

実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

少年団名 _____

活動区分		活動内容	実施時期	実施場所等
活動区分 A	森林整備、緑の募金、 森林教育に係る活動	森林整備活動		
		緑の募金活動		
		森林での自然観察、 森林についての学習		
		緑の少年団交流会、育成 指導者協議会への参加		
		全国行事等への参加		
活動区分 B	学習活動			
	奉仕活動			
	レクリエーション 活動 (野外活動)			
	研修活動等			

様式 1 (別紙 2 - 1 (緑の少年団))

令和 年度 緑の少年団活動助成金収支予算書

少年団名 _____

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	備 考
活動助成金		
その他助成金		
自己資金		
計		

2 支出の部

単位：円

活動区分	支出区分※	予算額	備 考
活動区分 A			
森林整備、緑の募金、森林教育に係る活動			
※事務費は活動区分 B で計上	活動区分 A 計		ア
	うち活動助成金		内示額以内
活動区分 B			
その他の緑化活動等、活動に係る事務費	活動費		
	小計		イ
	活動に係る事務費		
	消耗品費(紙等)		
	印刷費(インク等)		
	通信費(切手等)		
	小計		ウ
	うち活動助成金		上限額以内
	活動区分 B 計		エ (イ+ウ)
	うち活動助成金		内示額以内
合計			オ (ア+エ)
	うち活動助成金		内示額以内

※活動区分 A、活動区分 B の活動費の支出区分：①器具・用具代、②苗木(苗)・肥料代、③使用料、活動用資材費、④保険料、⑤交通費、⑥謝金等、⑦飲食費

助成の対象外：汎用性がある機械、器具、資材、事務用機器等(少年団活動以外の施設整備、事務作業で使用できるもの)の購入は対象外

(1 ha (10,000m²)以上の森林で通年活動する団で、事前に了解を得た場合は可とする。)

様式1（別紙2－2（市町村））

令和 年度 緑の少年団活動助成金収支予算書

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	備 考
活動助成金		
市町村費		
計		

2 支出の部

単位：円

区 分	予算額	備 考
助成金		緑の少年団への助成
その他経費		(内容を記載)
計		

様式1（別紙3）

緑の少年団の概要

1 組 織 の 名 称	
2 代 表 者 の 氏 名 事務所の所在地 電 話 番 号	
3 担 当 者	
4 組 織 の 人 数	

（注）「4 組織の人数」欄には、指導者の人数、団員の学年別・男女別人数等を記載する。

埼 緑 第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会
代表理事

令和 年度緑の少年団活動助成金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度緑の少年団活動助成金については、下記のとおり交付します。

記

1 助成金交付額 金 円
活動区分の内訳は別添のとおりとする。

2 条 件

- （1）活動区分の助成金を変更、または活動を中止する場合は事前に申請し、承認を受けること。
- （2）助成金の交付について、経費の収支を明らかにした帳簿、及び証拠書類を備えること。
- （3）活動にあたっては、活動状況の写真の撮影や資料の作成など内容が確認できるように記録しておくこと。
- （4）活動完了後、すみやかに様式 3 により完了報告書を提出すること。
- （5）助成金の概算払いは、様式 4 の概算払請求書により行うこと。

令和 年度緑の少年団活動完了報告書

令和 年 月 日

(公社) 埼玉県緑化推進委員会代表理事 様

(申請者)

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付け埼緑第 号で助成金の交付決定のあった令和 年度緑の少年団活動が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 助成金の交付決定額 金 円

2 1に対する実績報告額 金 円

3 完了年月日 令和 年 月 日

4 活 動 状 況 別紙1のとおり

5 収支精算書 別紙2のとおり

6 添付書類
活動状況等の写真

様式3（別紙1）

令和 年度 緑の少年団活動状況

実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

少年団名 _____

活動区分		活動内容	実施時期	実施場所等
活動区分A 森林整備、緑の募金、 森林教育に係る活動		森林整備活動		
		緑の募金活動		
		森林での自然観察、 森林についての学習		
		緑の少年団交流会、育成 指導者協議会への参加		
		全国行事等への参加		
活動区分B その他の 緑化活動 等	学習活動			
	奉仕活動			
	レクリエーション 活動 (野外活動)			
	研修活動等			

様式 3 (別紙 2 - 1 (緑の少年団))

令和 年度 緑の少年団活動助成金収支精算書

少年団名 _____

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	比較増減	備 考
活動助成金				
その他助成金				
自己資金				
計				

2 支出の部

単位：円

活動区分	支出区分※	予算額	精算額	比較増減	備 考
活動区分 A					
森林整備、緑の募金、森林教育に係る活動					
※事務費は活動区分 B で計上	活動区分 A 計				ア
	うち活動助成金				交付決定額以内
活動区分 B					
その他の緑化活動等、活動に係る事務費	活動費				
	小計				イ
	活動に係る事務費				
	消耗品費(紙等)				
	印刷費(インク等)				
	通信費(切手等)				
	小計				ウ
	うち活動助成金				上限額以内
	活動区分 B 計				エ(イ+ウ)
	うち活動助成金				交付決定額以内
合計					オ(ア+エ)
うち活動助成金(千円単位)					交付決定額以内

※ 活動区分 A、活動区分 B の活動費の支出区分：①器具・用具代、②苗木(苗)・肥料代、

③使用料、活動用資材費、④保険料、⑤交通費、⑥謝金等、⑦飲食費

助成の対象外：汎用性がある機械、器具、資材、事務用機器等（少年団活動以外の施設整備、事務作業で使用できるもの）の購入は対象外

（1 ha(10,000m²)以上の森林での活動を主に行う団は、事前に了解を得た場合は可とする）

様式3（別紙2－2（市町村））

令和 年度緑の少年団活動助成金収支精算書

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	比較増減	備 考
活動助成金				
市町村費				
計				

2 支出の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	比較増減	備 考
助成金				緑の少年団への 助成
その他経費				(内容を記載)
計				

(公社) 埼玉県緑化推進委員会代表理事 様

印

記

- ## 2 助成金振込口座名

金融機関名		銀行	支店
預金 種目	イ 普通預金 ロ 当座預金	口座番号	
ふりがな 名 前			
電 話			

注) 通帳の口座どおりお書きください。

埼 緑 第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会
代表理事

令和 年度緑の少年団活動助成金の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度緑の少年団活動助成金については、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 助成金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 助成金の額の確定額 | 金 | 円 |

埼 緑 第 号
令和 年 月 日

様

公益社団法人埼玉県緑化推進委員会
代表理事

令和 年度緑の少年団活動助成金の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度緑の少年団活動助成金については、下記のとおり額を確定したので通知します。

なお、すでに交付した助成金の額が確定した額を超えるので、別添の振込依頼書により返還してください。

記

- | | | |
|-------------|------|-----|
| 1 助成金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 助成金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 3 返還する助成金の額 | 金 | 円 |
| 4 返還期限 | | |
| | 令和 年 | 月 日 |

令和 年度緑の少年団活動助成金請求書

令和 年 月 日

(公社) 埼玉県緑化推進委員会代表理事 様

(申請者)

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付けで額の確定のあった緑の少年団活動助成金について、下記の金額を請求します。

記

- 1 確 定 額 金 円
- 2 概算払受領済額 金 円
- 3 助成金請求額 金 円
- 4 助成金振込口座名

金融機関名		銀行	支店
預金 種目	イ 普通預金	口座番号	
	ロ 当座預金		
ふりがな 名 前			
電 話			

注) 通帳の口座どおりお書きください。